

お知らせ

野焼きは法律で禁止されています

野焼きとは、家庭ごみや剪定した枝などを屋外で焼却することをいいます。野焼きは、「一部の例外」を除き法律で禁止されています。違反すると5年以下の懲役、1千万円以下の罰金のいずれか、またはその両方が科せられます。

●一部の例外

- 国または地方公共団体が施設の管理のために必要な廃棄物の焼却
- 震災・風水害・火災等の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(どんど焼きの門松など)
- 農業、林業または漁業を営むために、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 日常生活を営むために、通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

※一部の例外にあたる焼却であっても、できるだけ最小限にとどめ、ビニール・プラスチック類が混ざらないように注意してください。

●問い合わせ先

環境課 (☎ 82-1144)

就任 (敬称略)

市議会議長



小野 泰
(69歳)
<郷>

一般会計予算決算常任委員会委員長、幹線道路建設促進特別委員会委員長を歴任

市議会副議長



矢田 松夫
(65歳)
<西山>

議会のあり方調査特別委員会委員長、民生福祉常任委員会副委員長を歴任

住宅防火診断を実施します

消防署と消防団では、秋季火災予防運動の一環として、住宅火災の発生と住宅火災による死者の低減を目的に、住宅防火診断を実施します。

●対象

70歳以上のひとり暮らし世帯

●実施期間

11月中

●問い合わせ先

消防課 (☎ 83-2037)

山口県同和問題啓発週間

11月11日(土)～17日(金)

同和問題に対する差別や偏見をなくし、正しい理解と認識を深めましょう。期間中は、市役所1階ロビーにて「同和問題啓発パネル」を展示します。

●問い合わせ先

市民生活課 (☎ 82-1137)

物品の調達等の競争入札参加資格審査の申請

平成30・31年度に、市(水道局および病院局を除く)が発注する物品の調達等の契約に係る競争入札参加資格審査の申請を受け付けます。

※「物品の調達等」とは、「物品の製造の請負、物品の買入れ・借入れ・売払い、業務委託等(工事請負および工事に係る設計等の業務委託を除く)」をいいます。

●受付期限

11月22日(水)(必着)

●申請方法

申請書等を市ホームページからダウンロードし、関係書類を添えて郵送等で提出してください。監理室でも申請書(有料:コピー代)を用意しています。

●問い合わせ・提出先

監理室 (☎ 82-1180)

【広告掲載欄】掲載についてのお問い合わせは総務課 (☎ 82-1148) まで。お得な割引もあります。

60歳から楽しくパソコン
同じことを100回聞かれても(^_^)笑顔でお答えいたします

▼対象▼ キーボードもマウスも初めての方・一から習いたい方
何歳でもチャレンジの気持ちがあればOK! 自分のペースですすめます
パソコンはお持ちでなくてもOK

できるかどうか!? やってみなくちゃわかんない!!

シニア・初心者向け **0836-84-5560**
パソコン教室ミックス 山陽小野田市日の出2-7-12 タケタ園ビル2F

昭和57年～昭和59年製のトヨタ石油ファンヒーターを探しています

上記期間に製造された製品には、現在、取り付けが義務化されている安全装置が装着されておりません。誤った使用方法により、事故が起こる可能性があるため、1986年(昭和61年)より自主交換を行っております。

LCR-3タイプ LS系タイプ **対象機種**
LCR-3・LCR-3-1・LS-3・LS-3-1・LS-6

ご連絡先
株式会社 トヨタミ
〒467-0855 名古屋市長郷区桃園町5番17号
フリー 0120-104-154

お客様よりお知らせ頂きました個人情報は、商品の交換目的以外には使用いたしません

※現在の石油ファンヒーターはPSCで定められた安全装置が全機種についております。